

オープンカウンタ方式による見積依頼公告

本調達は「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和8年9月28日

分任支出負担行為担当官

近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長 三好 真二

1 オープンカウンタ方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 加古川水系広域農業水利施設総合管理所
官用車（日産ノート：の 1187）修理業務
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 令和8年11月20日まで
- (4) 履 行 場 所 兵庫県三木市志染町三津田1525
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「車両整備」において、近畿地域の競争参加資格者であること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 地方運輸局長の指定自動車整備事業の指定を受けていること。
- (5) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

(1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先

〒673-0515 兵庫県三木市志染町三津田1525
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所 経理担当
電話 0794-87-3321

(2) 電子媒体による交付場所

- 1) 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
- 2) 当局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>

4 見積書の提出場所及び期限

(1) 見積書の提出場所

上記3の(1)または(2)1)に同じ

(2) 見積書の提出期限及び提出期限

令和8年10月6日10時00分から令和8年10月8日17時00分まで(行政機関の休日を除く。)に、電子調達システムによる送信若しくは上記3の(1)宛てに持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

なお、競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者である場合は、参加資格を証明する書類(競争参加資格証明書の写し)を併せて持参若しくは郵送すること。(電子調達システムによる場合は必要ない。)

5 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時

令和8年10月9日 10時30分

(2) 場所

近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所

加古川水系広域農業水利施設総合管理所

6 見積依頼公告、仕様書等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和8年10月2日16時45分までに、書面(様式任意、メールによる連絡先を記載すること)の持参、郵送若しくはメール(メールアドレス:kakogawa_soukan@maff.go.jp)により、上記3(1)あてに提出すること。

なお、電話及びFAXによる受付は行わない。

また、質問に対する回答は、令和8年10月6日に上記3(2)2)に掲載する。

7 契約書作成の要否

否

8 その他

本公告に記載なき事項については、近畿農政局加古川水系広域農業水利施設総合管理所オープンカウンタ方式実施要領による。

お 知 ら せ

- 1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合はその事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) をご覧下さい。

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

- 3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。

詳しくは調達ポータルホームページ

(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>) をご覧下さい。